

狩猟者の皆さんへ

猟銃による狩猟の目的で、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を遵守し、絶対、事故を起こさないようご協力願います。

記

1. 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、交付された図面等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入及び発砲を行わないでください。
 - 「立入禁止区域」には、現地に「立入禁止」等の標識等を設置しています。
 - 「立入禁止区域」がある林道入口等には、標識等を設置しています。
2. 「狩猟入林承認証」を、車両の内部に外部から見えやすいところに掲示してください。
3. 林道上からは発砲しないでください。
4. 「空薬きょう」「ゴミ」及び猟場で獲物を解体したときは、残滓は必ず持ち帰ってください。
5. 他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても入林手続きを行ってください。
6. 一般の方が入林している場合がありますので、十分にご注意願います。
7. 林道を通行する際は、徐行運転をするなど交通事故防止にご協力ください。
また、火気に注意し山火事防止にもご協力ください。
8. 入林された方が、落石、滑落、交通事故等による災害にあった場合でも、当署では一切の責任を負いません。
9. 入林される場合は、当署へ連絡をしてください。
(土、日、祝日に入林される場合も事前に連絡願います。)

留萌北部森林管理署 TEL 01632-2-1151
携帯 090-5222-6168

留萌北部森林管理署長